**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２６３号）**

**〔　日本人と外国籍が異なる規定等の文書不存在非公開決定異議申立事案他５件　〕**

**（答申日：平成２８年６月２９日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の決定は、いずれも妥当である。

**第二　異議申立てに至る経過等**

　１　各公開請求について

（１）別紙１番号１の事案

平成２５年８月８日、異議申立人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）（担当部署：府民文化部府政情報室広報広聴課（以下「広報広聴課」という。））に対し、「外国籍住民指針『人種差別撤条約』解釈する為、府情第２１２８『弁明書』の一文上、『強硬かつ再三～業務の支障』示す点求む。府民の声は指針を示す。又、①『不就学』是・非求める。②生保の準用の是・非求める。③私学大学課の案件　※①②の声」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７３６号）を行った。

同月２２日、実施機関はこの請求に対し、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙１に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

（２）別紙１番号２の事案

平成２５年８月８日、異議申立人は、条例第６条の規定により、実施機関（担当部署：広報広聴課）に対し、「府情第１５３０号の法令資料全部。（府情第１５２８号は、府情第１５３１号の整合性欠く為、本件請求至る！）◎尚、就学通知・就学案内は交付義務負う）」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７３７号）を行った。

同月２２日、実施機関はこの請求に対し、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙１に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

（３）別紙１番号３の事案

平成２５年８月８日、異議申立人は、条例第６条の規定により、実施機関（担当部署：広報広聴課）に対し、「『不登校』対策資料、府内保有分より、別紙（添付省略）③私学大学課案件（学校法人Ａの件）、①府教委・児童家庭室も『不登校』(Ｂ市教委・Ｂ市○○中学校）合わせて、抜粋した資料求む」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７３８号）を行った。

同月２２日、実施機関はこの請求に対し、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙１に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

（４）別紙１番号４及び５の事案

平成２５年８月８日、異議申立人は、条例第６条の規定により、実施機関（担当部署：広報広聴課）に対し、「○広聴Ｇは、府民サービス上の時間制限・回数制限の規定等分かるもの求む。（８／８、△△職員は『弁』一文根拠が、回数・時間を主張）　　○迅速に対応すべき行政サービス基本より、『迅速』示す資料求む。」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７３９号）を行った。

同月２２日、実施機関はこの請求のうち、一つ目の「○」の請求に対しては、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙１の番号４の「決定の理由等」の欄に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

また、同日、二つめの「○」の請求に対しては、別紙１の番号５の「決定の理由等」の欄の文書を対象文書として、公開決定を行った。

（５）別紙１番号６の事案

平成２５年８月８日、異議申立人は、条例第６条の規定により、実施機関（担当部署：広報広聴課）に対し、「府情第１５３０号の『各原課の所管法適法に有ると分かる』法令資料全部（府情第２１２８号）より、府情第１５３１号「不」は、不服申し立て行えず、再度請求する。→◎同請求事項を求む。府情第１５２８号「開」有。」の公開を求める請求（平成２５年度受付番号第７４４号）を行った。

同月２２日、実施機関はこの請求に対し、条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙１に記載の理由を附して異議申立人に通知した。

２　異議申立てについて

平成２５年９月６日、異議申立人は、上記１（１）から（５）までに記載した別紙１の番号１から６までの６件の実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に対する異議申立てを行った。

これら６件に決定に対する本件各異議申立ては、同一日に行われた請求であって、いずれも広報広聴課の「府民の声」の処理に関する公開請求にかかるものであることから、当審査会においては一括して審議することとした。

３　本件請求に関連する事実

（１）上記１（１）記載の「府情第２１２８『弁明書』」及び上記１（４）記載の「『弁』」について

平成２２年度に、広報広聴課が異議申立人の求めを受けて、異議申立人が府民文化部私学・大学課、福祉部子ども家庭室家庭支援課、教育委員会教育総務企画課、教育委員会市町村教育室小中学校課とやり取りを行っていた案件について、これらの関係室課が一堂に会して、異議申立人と話合いを２回行ったが、平成２２年６月２２日の２回目の話合いの後、広報広聴課の職員が異議申立人に今後は一堂に会して話合いをしない旨伝えた。今後は一堂に会して話合いをしないことは決裁事項であると広報広聴課の職員が異議申立人に伝えたとして、異議申立人は、同日、「府政情報室の持つ、本日、関係課（府教委・私学大学課・児童家庭室・人権室）と私との間で持たれた話し合いについての決済事項の文書」の開示を求める、個人情報開示請求（以下「開示請求」という。）を行った。

この開示請求に対し、同月３０日、実施機関は不存在による非開示決定を行い、この決定につき、同年８月４日、異議申立人は実施機関に対し異議申立てを行った。同年９月２日に、実施機関が、この異議申立てにつき、大阪府個人情報保護審議会に弁明書(府情第２１２８号) （以下「個人審弁明書」という。）を提出した。個人審弁明書中には、「この話合いは（略）過去数年以上に亘り、異議申立人の強硬かつ再三に亘る求めに応じる形で、担当課が対応してきた話合いの一環である。今回の話合いにおいても、これまで異議申立人が主張してきた内容が繰り返し述べられ、担当課の立場も変わらないことが明白であり、また、異議申立人の求めに応じる形で担当課が一堂に会することは、長時間の対応を強いられることになり、通常業務に対する支障が生じる事態になっている。」等と記載されている。

（２）上記１（２）及び（５）記載の、「府情第１５２８号」、「府情第１５３０号」及び「府情第１５３１号」について

異議申立人は、個人審弁明書の記載に関連し、以下のとおり、実施機関（担当部署：広報広聴課）に対し、平成２４年５月３１日、２件の開示請求と１件の情報公開請求を行った。「府情第１５２８号」、「府情第１５３０号」、「府情第１５３１号」とは、以下のとおり、これら３件の請求に対する実施機関の決定通知の番号である。

ア　府情第１５２８号について

異議申立人は、実施機関に対し「弁明書（府情第２１２８号）とうり、広聴Ｇの業務に支障有ったのわかるもの」の開示請求を行った。同年６月１４日、この請求に対し広報広聴課は、異議申立人にかかる「府政相談カード」及び府民の声基本情報等を対象個人情報として、個人情報部分開示決定（府情第１５２８号）（以下、この決定を「府情第１５２８号」という。）を行い、異議申立人に通知した。

　　　イ　府情第１５３０号について

異議申立人は、実施機関に対し「府民の声に当たる各原課が所管法適正にあるとわかるもの」の開示請求を行った。同年６月１４日、この請求に対し広報広聴課は、異議申立人にかかる「府政相談カード」及び府民の声基本情報等を対象個人情報として、個人情報部分開示決定（府情第１５３０号）（以下、この決定を「府情第１５３０号」という。）を行い、異議申立人に通知した。

　　　ウ　府情第１５３１号について

　　　　　異議申立人は、実施機関に対し、「府民の声（当該府民）を批判可の規定」の情報公開請求を行った。同年６月１４日、この請求に対し広報広聴課は、不存在による非公開決定（府情第１５３１号）を行い、「本件請求文書は作成又は管理していないため、保有していない。」との理由を付して異議申立人に通知した。

**第三　異議申立ての内容について**

　　　本件各異議申立ての内容は、別紙１の異議申立ての理由等に記載のとおりである。

**第四　当審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

２　別紙１番号１の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、個人審弁明書に関連して、広報広聴課の「府民の声」の処理の仕方について、異議申立人が、「外国籍住民指針『人種差別撤条約』解釈する為、府情第２１２８『弁明書』の一文上、『強硬かつ再三～業務の支障』示す点求む。府民の声は指針を示す。又、①『不就学』是・非求める。②生保の準用の是・非求める。③私学大学課の案件　※①②の声」を求めて行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

個人審弁明書中に「強硬かつ再三に亘る求め～業務に対する支障」と記載されたが、異議申立人が「府民の声」に繰り返し申し入れするのは、広報広聴課が日本人と同等扱いされるべき特別永住者を日本人と差異を付けて扱うために、「府民の声」が正しく処理されないからである。そうであるとするならば、日本人と外国籍住民（特別永住者）とに差異を付けて扱う根拠となる文書が存在するはずである。

（３）判断

当該事案は、異議申立人の申し入れた「府民の声」のうち、日本人と外国籍の住民と「府民の声」の対応に差異をつける根拠規定等を示す文書が添付されているものを求めるものであるが、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

３　別紙１番号２の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、府情第１５２８号と府情第１５３１号の決定内容に整合性が取れていないとして、「府情第１５３０号の法令資料全部。（府情第１５２８号は、府情第１５３１号の整合性欠く為、本件請求至る！）◎尚、就学通知・就学案内は交付義務負う）」の公開を求める請求を行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

「府民の声」を申し入れる府民の行動を業務の支障であるというのは府民批判である。府情第１５３１号で、実施機関は府民を批判できる規定が存在しないと不存在決定を行ったことと、府情第１５２８号で、業務の支障があったことの根拠として、異議申立人の申し入れた「府民の声」を対象となる個人情報として開示決定を行ったこととは整合性が取れていない。よって、府情第１５３０号の対象文書に添付されている法令資料全部の公開を求める。

（３）判断

当該事案は、府情第１５３０号の対象文書である各「府民の声」に添付されている法令資料で広報広聴課が保有する文書を求めるものであるが、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

４　別紙１番号３の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、個人審弁明書に関連し、広報広聴課の「府民の声」の処理の仕方について、異議申立人が、「『不登校』対策資料、府内保有分より、別紙（添付省略）③私学大学課案件（学校法人Ａの件）、①府教委・児童家庭室も『不登校』 (Ｂ市教委・Ｂ市○○中学校）合わせて、抜粋した資料求む。)」の公開を求める請求を行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

個人審弁明書中に「異議申立人の強硬かつ再三に亘る求め～業務に対する支障」と記載されたが、異議申立人が「府民の声」に繰り返して主張を続けるのは、「府民の声」への申入れが適切に処理されないからだ。「府民の声」を処理するに当たっては、「不登校対策資料」をもってその処理をしているはずである。

（３）判断

当該事案は、広報広聴課が異議申立人にかかる府民の声を処理するに当たり、関係書類として添付し、保有している「不登校対策資料」を求めるものであるが、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

５　別紙１番号４の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、個人審弁明書に「業務に対する支障」と実施機関が記載したことに関連し、「○広聴Ｇは府民サービス上の時間制限・回数制限の規定等分かるもの求む。（８／８、△△職員は『弁』一文根拠が、回数・時間を主張）」の公開を求める請求を行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

個人審弁明書に「業務に対する支障」と記載されているが、広報広聴課職員はこの根拠として、「府民の声」の回数や、異議申立人が「府民の声」を申し入れるのに要した時間数を主張する。広報広聴課職員がこの主張を行うには、広聴業務にかかる、時間制限や回数制限等の根拠となる規定等があるはずである。

（３）判断

当審査会が、実施機関の保有する広聴業務の処理にかかる規定等を見分したところ、異議申立人の求める文書は見当たらず、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

６　別紙１番号５の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、個人審弁明書に「業務に対する支障」と広報広聴課が記載したことに関連し、「○迅速に対応すべき行政サービス基本より、『迅速』示す資料求む。」の公開を求める請求を行ったものである。

実施機関は、別紙１の番号５の「決定の理由等」欄の文書を対象文書として公開決定を行い、異議申立人に開示した。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、異議申立人の口頭意見陳述を実施したが、この事案にかかる異議申立人の主張はなかった。

（３）判断

実施機関が対象文書として決定した文書以外の文書の存在にかかる、異議申立人の特段の主張はなく、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

７　別紙１番号６の異議申立てについて

（１）請求に至る事実経過等

本件請求は、異議申立書及び異議申立人の主張からすると、「上記第一　３（２）ウ」記載の「府民の声（当該府民）を批判可の規定」の公開請求に対する不存在による非公開決定（府情第１５３１号）について、異議申立期間を徒過したため、同内容の公開請求に対する実施機関の決定について異議申立てを行うことを目的として異議申立人が再度請求を行ったものである。

（２）異議申立人の主張

当審査会は、口頭意見陳述における異議申立人の発言等から、異議申立人の主張を以下のとおりと解した。

異議申立人が個人審弁明書に「業務に対する支障」と記載されたことの記載の根拠となる文書を開示請求した際に、実施機関は「府民の声」をその根拠として開示した。「府民の声」を申し入れる府民の行動を業務の支障といえるのは府民批判である。これは外国籍（特別永住者）である私に対する差別であって、業務の支障といえるなら、その根拠が存在するはずである。

（３）判断

異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

８　今後の請求への対応について

実施機関によると、本件各請求は、実施機関が個人審弁明書中に、「過去数年以上に亘り、異議申立人の強硬かつ再三に亘る求めに応じる形で、担当課が対応してきた話合い」、「業務に対する支障」と記載したことについて、何度も繰り返して「府民の声」に意見を入れるのは、異議申立人が申し入れる「府民の声」を広報広聴課が適切に処理をしていないからだという、広報広聴課に対する申入れに関連してなされたものであるとのことである。

異議申立人は、平成２２年度に関係課が一堂に会した異議申立人との話合い以降、これらの事項に関し、広報広聴課に対して情報公開請求を２１件、開示請求を３０件行っている。この中で、異議申立人は広報広聴課に対し、異議申立人がこれまでにこの話合いの関係室課に対して申し入れた「府民の声」の全てを開示請求し、この「府民の声」の開示請求の対象文書の開示のため、平成２５年度に計７回、１回当たり約２時間、広報広聴課は異議申立人との面談を行ったとのことである。広報広聴課は、個人審弁明書中の記載の文言については繰り返し異議申立人に説明を行い、また、開示請求を受けた「府民の声」の対象文書については、異議申立人に全て開示し、さらには、広報広聴課は「府民の声」の処理方法について、「広報広聴課は『府民の声』の仕分けを行いその内容を所管する所属長に送付することが業務であり、なお、『府民の声』の内容の違法性や所管課の不作為の有無を判断する立場にはない」等と、異議申立人に対し繰り返し説明しているとのことである。

広報広聴課が、上記の異議申立人の「府民の声」にかかる申入れ事項についての説明を尽くしている中、①「府民の声（当該府民）を批判可の規定」といった明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求、②「府民の声に添付された不登校対策資料」のように、個人審弁明書の上記記載内容や「府民の声」の処理の仕方に関連し、請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③「通常を意図する事が、判る文書」のように、職員の発言の根拠を求める等、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、広報広聴課に対して担当職員の懲戒等の処分を求めるなど申入れを続けているとのことである。

他方、口頭意見陳述における異議申立人の発言及び本件各異議申立てにおける異議申立人の主張には、他に文書が存在するはずであるといった文書の存否等の具体的主張はなく、異議申立書には府職員の対応に関する抗議ばかりが記載されていること等からすると、本件各請求は、外形的には文書の公開を求めるものであっても、実質的には、文書の公開以外の目的のために行われたものではないか、との疑念を禁じ得ない。

情報公開請求権は、府民の知る権利を保障し、府民の府政の参加をより一層推進すること、府政の公正な運営を確保すること、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、実施機関が府民による当該請求権の行使を不当に妨げるようなことがあってはならないことはいうまでもない。しかし、当該請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、専ら文書の公開以外の目的のために請求が行われるなど、当該請求権の行使が情報公開制度の趣旨に明らかに反するものと認められるときは、権利の濫用に当たるものとして、実施機関において請求を却下することができるものと解される。なお、権利濫用の禁止は、法の一般原則のひとつであるから、条例において明文で定められていなくても、この原則を適用することは妨げられない。

異議申立人が、今後、第二の３（１）の個人審弁明書の記載内容や「府民の声」の処理に関連して、①明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、②請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべきである。

**第五　結論**

以上のとおり、異議申立人の主張には、いずれの異議申立てにも理由がないから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

小谷　寛子、尾形　健、近藤　亜矢子、長谷川　佳彦、三成　美保